



平成29年12月14日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



平成29年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度） **安全性優良事業所に 6,597 事業所を認定**

～認定事業所数は 24,482 事業所となり、全事業所の 28.9%に～

認定マーク『Gマーク』



“G”の由来は、
Good「良い」、Glory「繁栄」の
頭文字「G」を取ったものです。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、12月14日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「平成29年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の評価を決定し、新規・更新を合わせた申請事業所6,800事業所のうち、平成29年度安全性優良事業所として6,597事業所を認定しました。

認定事業所の内訳については、新規申請1,625事業所、初回更新2,021事業所、2回目更新1,631事業所、3回目更新1,310事業所、4回目更新10事業所（平成28年熊本地震に係る特例措置を受けた事業所のみ）の計6,597事業所となります。

これにより平成26年度、平成27年度及び平成28年度に認定した17,885事業所（12月14日現在、29年度の更新申請事業所を除く）と合わせて、「安全性優良事業所」は24,482事業所となりました。

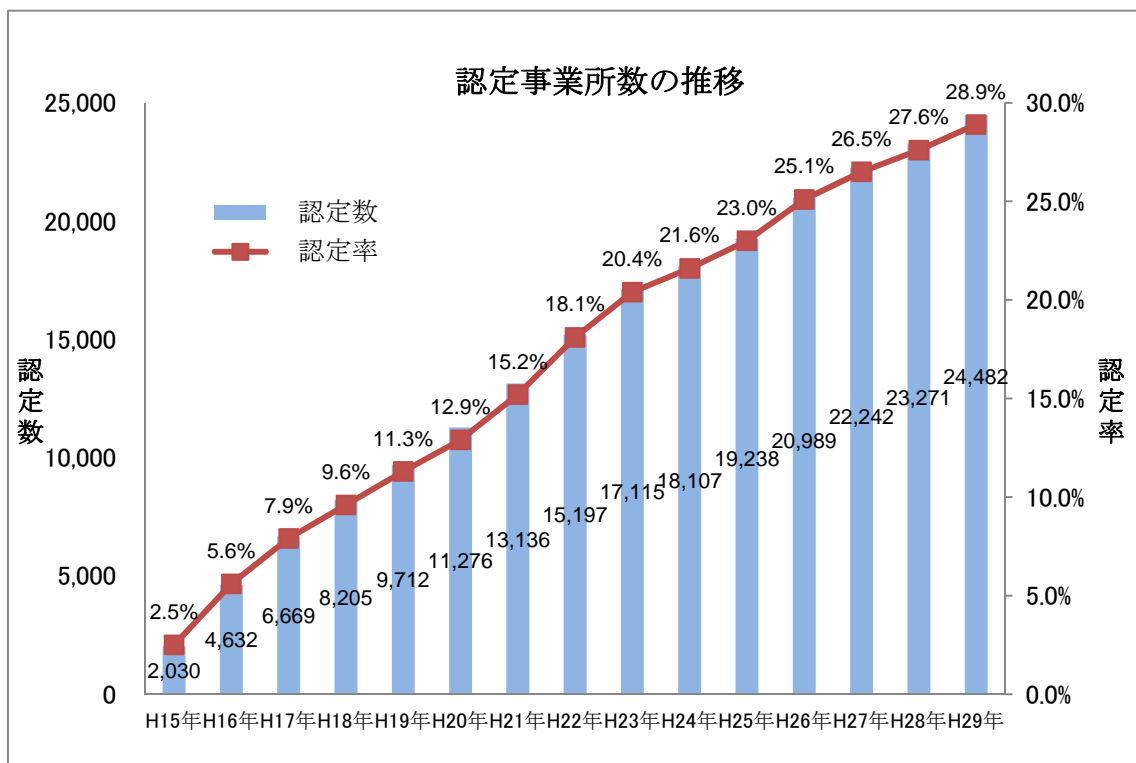
認定の有効期間は、平成30年1月1日から新規事業所は2年間、初回更新事業所は3年間、2回目及び3回目更新事業所は4年間、また、平成28年熊本地震に係る特例措置を受けた事業所は前年度に有効期間を1年間延長した分と相殺して1年間短縮した3年間となります。

今回の認定により、安全性優良事業所は全国のトラック運送事業所数84,604事業所（平成29年12月1日時点）の28.9%に相当し、トラック運送事業所の4分の1以上が安全性優良事業所となっています。

今後も引き続き認定事業所の一層の拡大に向けて、認定事業所のインセンティブの拡充、荷主団体等に対する認定事業所の利用促進、巡回指導時等における積極的な普及促進活動等に努めて参ります。

平成 29 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る認定の状況

	申請件数 (A)	取下げ件数 (B)	審査件数 (A-B) =(C)	認定件数 (D)	認定率 (D/C)
新規申請	1,728	13	1,715	1,625	94.8%
初回更新申請	2,062	7	2,055	2,021	98.3%
2回目更新申請	1,668	7	1,661	1,631	98.2%
3回目更新申請	1,332	6	1,326	1,310	98.8%
4回目更新申請	10	0	10	10	100.0%
合計	6,800	33	6,767	6,597	97.5%



【平成 29 年度貨物自動車安全性評価事業のスケジュール】

- ・ 4月17日(月) インターネットによる申請書類の頒布開始
- ・ 5月1日(月) 紙媒体による申請書類の頒布開始
- ・ 7月1日(土)～7月14日(金) 申請書類の受付(地方実施機関にて実施)
- ・ 12月14日(木) 安全性優良事業所の認定

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）とは

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する制度であり、平成 15 年 7 月より開始。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 ☎ 03-3354-1067(ﾀﾞｲヤルﾝ)／総務部広報室 ☎ 03-3354-1029(ﾀﾞｲヤルﾝ)
ホームページ <http://www.jta.or.jp>

公益社団法人 全日本トラック協会の概要

- 1.所在地 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
☎ 03-3354-1009(代)
- 2.設立 昭和29年7月(平成24年4月1日公益社団法人へ移行)
- 3.会長 坂本 克己(さかもと かつみ)
- 4.主たる事業
 - ①貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
 - ②貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
 - ③貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
 - ④行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
 - ⑤貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業
 - ⑥貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発
 - ⑦全国的規模において実施する共同利用施設の整備、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
 - ⑧事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
 - ⑨前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
 - ⑩会員相互の連絡協調を図る施策
 - ⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業

貨物自動車運送適正化事業実施機関について

トラック運送事業は、国民生活や産業活動のなかで貨物輸送を担う重要な役割を果たしており、公共性の高い事業です。そのため、事業を経営するためには貨物自動車運送事業法に基づいて所定の要件を整えて、国土交通大臣の許可を得なければなりません。

この法律が施行された平成2年12月には、法施行と同時に、トラック運送事業が健全に発展し、公共の福祉を増進するために、トラック運送事業者の法律の遵守等について指導を行う適正化事業を推進する「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が創設されました。

国土交通大臣が全国適正化事業実施機関に指定

貨物自動車運送事業法第38条により「地方適正化事業実施機関」は都道府県単位で、地方運輸局長公示により各都道府県トラック協会が指定され、また、地方適正化事業を円滑に実施するための組織体制や指導重点項目などを定める「全国適正化事業実施機関」には、同法第43条により国土交通省告示で全日本トラック協会が指定されています。

平成15年4月1日からは、改正貨物自動車運送事業法が施行されましたが、適正化事業実施機関は、関係行政と連携してトラック運送事業の適正化に取り組んでいます。

平成29年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
評価結果集計表（都道府県・地区協会別）

H29. 12. 14

No	都道府県名	(A) 申請受理数 ※注1	(B) 取り下げ件数 ※注2	(C) 書類審査件数 (A)-(B) ※注3	(D) 評価中止件数 ※注4	(E) 申請却下件数 ※注5	(F) 評価件数 (C)-(D)-(E)	(G) 認定数	(H) 認定要件 抵触数	認定率 (G)/(C)	
1-1	北海道	札幌	146	1	145	0	0	145	134	11	92.4%
1-2		函館	33	0	33	0	0	33	32	1	97.0%
1-3		室蘭	26	0	26	0	0	26	25	1	96.2%
1-4		旭川	35	0	35	0	0	35	35	0	100.0%
1-5		帯広	30	0	30	0	0	30	30	0	100.0%
1-6		釧路	20	0	20	0	0	20	20	0	100.0%
1-7		北見	11	0	11	0	0	11	11	0	100.0%
	計	301	1	300	0	0	300	287	13	95.7%	
2	東北	青森	70	2	68	0	0	68	66	2	97.1%
3		岩手	79	0	79	0	0	79	77	2	97.5%
4		宮城	162	0	162	0	0	162	159	3	98.1%
5		秋田	52	2	50	0	0	50	50	0	100.0%
6		山形	53	1	52	0	0	52	52	0	100.0%
7		福島	140	2	138	0	0	138	135	3	97.8%
	計	556	7	549	0	0	549	539	10	98.2%	
8	関東	茨城	248	1	247	0	0	247	247	0	100.0%
9		栃木	96	1	95	0	0	95	88	7	92.6%
10		群馬	132	0	132	0	0	132	129	3	97.7%
11		埼玉	434	3	431	0	0	431	420	11	97.4%
12		千葉	356	0	356	0	0	356	350	6	98.3%
13		東京	395	1	394	0	0	394	387	7	98.2%
14		神奈川	376	0	376	0	0	376	369	7	98.1%
15		山梨	57	0	57	0	0	57	57	0	100.0%
	計	2,094	6	2,088	0	0	2,088	2,047	41	98.0%	
16	北陸信越	新潟	130	1	129	0	0	129	126	3	97.7%
17		長野	100	0	100	0	0	100	100	0	100.0%
18		富山	78	0	78	0	0	78	75	3	96.2%
19		石川	83	0	83	0	0	83	82	1	98.8%
	計	391	1	390	0	0	390	383	7	98.2%	
20	中部	福井	62	0	62	0	0	62	61	1	98.4%
21		岐阜	112	0	112	0	0	112	110	2	98.2%
22		静岡	200	0	200	0	0	200	190	10	95.0%
23		愛知	463	1	462	0	0	462	453	9	98.1%
24		三重	176	0	176	0	0	176	168	8	95.5%
	計	1,013	1	1,012	0	0	1,012	982	30	97.0%	
25	近畿	滋賀	100	0	100	0	0	100	98	2	98.0%
26		京都	115	0	115	0	0	115	114	1	99.1%
27		大阪	436	5	431	0	0	431	416	15	96.5%
28		兵庫	258	0	258	0	0	258	245	13	95.0%
29		奈良	35	0	35	0	0	35	34	1	97.1%
30		和歌山	47	0	47	0	0	47	45	2	95.7%
	計	991	5	986	0	0	986	952	34	96.6%	
31	中国	鳥取	44	0	44	0	0	44	44	0	100.0%
32		島根	43	0	43	0	0	43	42	1	97.7%
33		岡山	108	1	107	0	0	107	103	4	96.3%
34		広島	148	0	148	0	0	148	145	3	98.0%
35		山口	71	0	71	0	0	71	70	1	98.6%
	計	414	1	413	0	0	413	404	9	97.8%	
36	四国	徳島	37	0	37	0	0	37	37	0	100.0%
37		香川	66	0	66	0	0	66	64	2	97.0%
38		愛媛	90	3	87	0	0	87	87	0	100.0%
39		高知	31	0	31	0	0	31	31	0	100.0%
	計	224	3	221	0	0	221	219	2	99.1%	
40	九州・沖縄	福岡	301	3	298	0	0	298	294	4	98.7%
41		佐賀	59	0	59	0	0	59	58	1	98.3%
42		長崎	50	0	50	0	0	50	42	8	84.0%
43		熊本	108	2	106	0	0	106	103	3	97.2%
44		大分	71	1	70	0	0	70	68	2	97.1%
45		宮崎	83	1	82	0	0	82	80	2	97.6%
46		鹿児島	116	1	115	0	0	115	114	1	99.1%
47	沖縄	28	0	28	0	0	28	25	3	89.3%	
	計	816	8	808	0	0	808	784	24	97.0%	
	合計	6,800	33	6,767	0	0	6,767	6,597	170	97.5%	
	前年比	▲2,513	▲8	▲2,508	+0	+0	▲2,508	▲2,436	▲72	+0.1%	

- (注) 1. 申請受理数は、全国実施機関で書類を受理した件数。（申請受理後に他都道府県に移転したものは移転先の都道府県にカウントする）
2. 取り下げ件数は、評価までに申請者から取り下げの申し出があった件数。
3. 書類審査件数は、申請受理数から取り下げ件数を除いた書類審査を行った件数。
4. 評価中止件数は、評価規程第4条第3項の各号を満たさなかったため、評価を中止した件数。
5. 申請却下件数は、評価規程第9条の2に該当する不正申請等により、申請を却下した件数。

安全性優良事業所の認定状況
(平成29年12月14日現在)

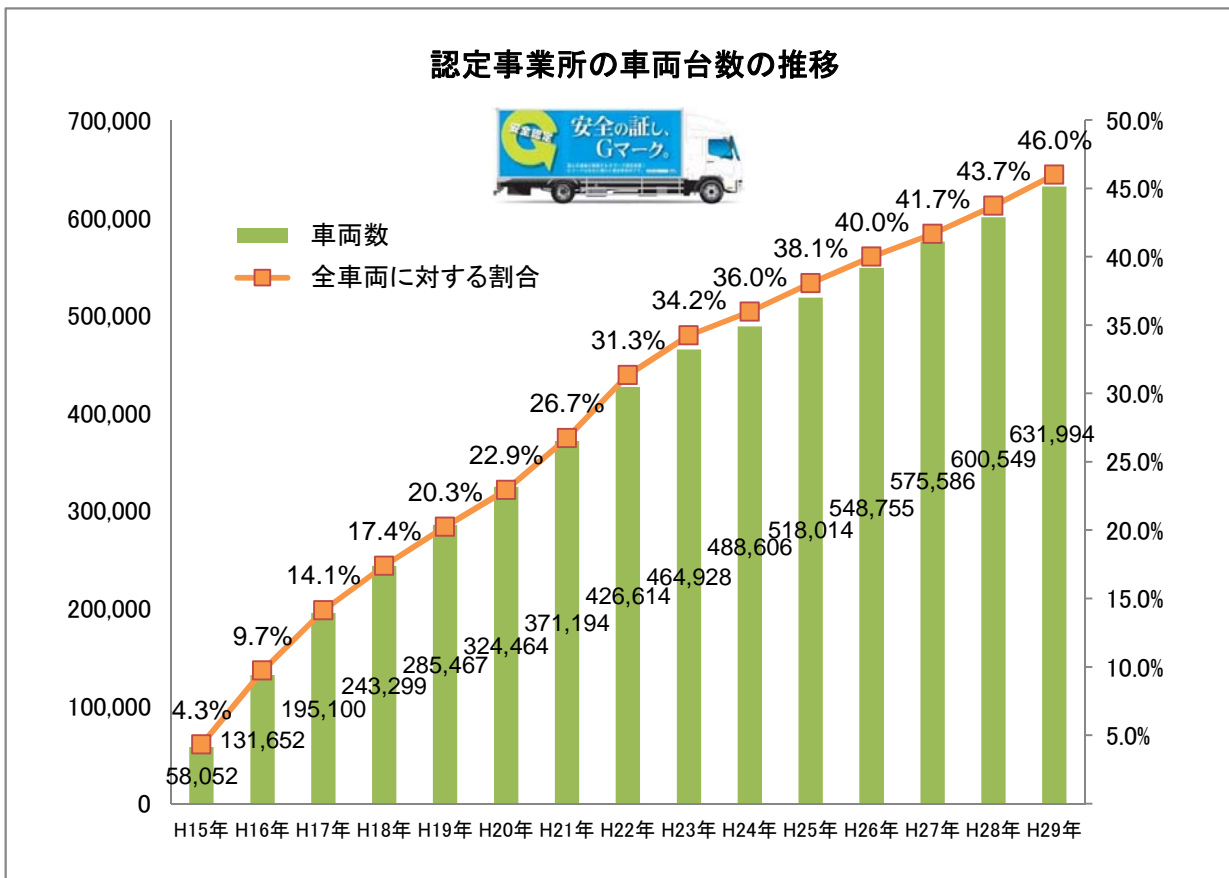
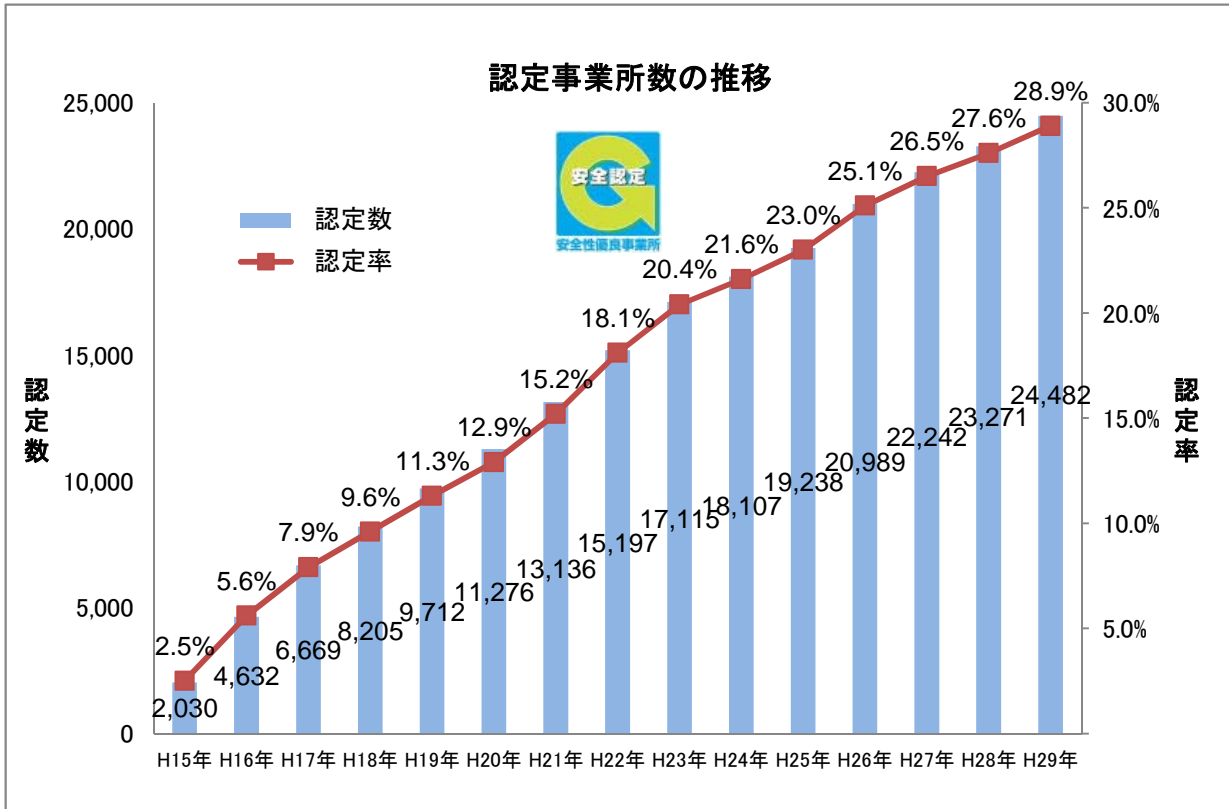
	認定事業所数 (事業者数)
【平成26年度（第12回）安全性優良事業所】 1. 2回目更新 1, 699事業所 2. 3回目更新 1, 297事業所	2, 996 (1, 799)
【平成27年度（第13回）安全性優良事業所】 1. 初回更新 1, 560事業所 2. 2回目更新 2, 064事業所 3. 3回目更新 1, 092事業所 4. 4回目更新 1, 170事業所	5, 886 (3, 367)
【平成28年度（第14回）安全性優良事業所】 1. 新規 1, 763事業所 2. 初回更新 2, 385事業所 3. 2回目更新 2, 122事業所 4. 3回目更新 1, 258事業所 5. 4回目更新 1, 475事業所	9, 003 (4, 512)
【平成29年度（第15回）安全性優良事業所】 1. 新規 1, 625事業所 2. 初回更新 2, 021事業所 3. 2回目更新 1, 631事業所 (※) 4. 3回目更新 1, 310事業所 5. 4回目更新 10事業所 (※)	6, 597 (4, 038)
合 計	24, 482 (10, 993)

※平成28年熊本地震に係る特例措置により有効期間を1年間延長した事業所

- (1) 認定事業所数24,482は、全事業所数84,604（平成29年12月現在）の28.9%に該当する（前年度比1.3ポイント増）。
- (2) 認定事業者数10,993は、全事業者62,176（平成28年3月末現在）の17.7%に該当する（前年度比0.9ポイント増）。
 ※なお、事業者数の合計は、各年度において重複事業者があるため、各年度の合算値と一致しない。
- (3) 認定事業所数24,482の車両台数（631,994台）は、全営業用トラック1,373,776台（平成28年3月末現在）の46.0%に該当する（前年度比2.3ポイント増）。

認定事業所数及び認定事業所の車両台数の推移

平成29年12月14日現在



平成29年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の実施状況について

I. 事業内容

1. 申請書類の頒布

(1) インターネットによる頒布

- ①頒布開始日：平成29年4月17日（月）
- ②頒布方法：申請案内 → 全日本トラック協会ホームページ
申請書・自認書 → Web申請書作成システム

(2) 紙媒体による頒布

- ①頒布開始日：平成29年5月1日（月）
- ②頒布方法：申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関（各都道府県トラック協会）より入手して下さい。
※土・日・祝日は除く

2. 申請受付期間

平成29年7月1日（土）～7月14日（金）（土・日曜日は除く）

3. 評価対象

評価を希望する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所（営業所）単位とする。

4. 申請資格

申請資格は、申請基準日（平成29年7月1日現在）で以下の事項の全てを満たす事業所とする。

- ①事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること。
- ②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③A. 虚偽の申請、その他不正な手段等（以下、「不正申請等」という。）により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。
B. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
- ④認定証、認定マーク及び認定ステッカー等（以下、「認定証等」という。）の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

5. 申請方法

事業所が所在する都道府県の地方実施機関（都道府県トラック協会）の受付窓口へ提出する。

6. 評価項目

下記の3評価項目について、評価基準に基づき点数化する。

①安全性に対する法令の遵守状況（配点40点）

地方実施機関による巡回指導の結果及び運輸安全マネジメントに対する取組状況の実績を用いる。

②事故や違反の状況（配点40点）

国土交通省から提供される事故及び行政処分の実績を用いる。

③安全性に対する取組の積極性（配点20点）

申請事業所の上記内容の実績を用いる。

7. 評価結果の通知

評価結果を各申請事業所に対して、平成29年12月中旬に通知する。

8. 安全性優良事業所の認定

下記の認定要件を全て満たす事業所を「安全性優良事業所」に認定する。

①評価項目（100点満点）の評価点数の合計点が80点以上であること。

②各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。

I 安全性に対する法令の遵守状況・・・32点（40点満点）

II 事故や違反の状況・・・・・・・・・・21点（40点満点）

III 安全性に対する取組の積極性・・・・・・・・12点（20点満点）

③法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。

④社会保険等への加入が適正になされていること。

9. 安全性優良事業所の有効期間

「安全性優良事業所」の認定の有効期間は、下記のとおりとする。

①新規申請事業所

平成30年1月1日～平成31年12月31日・2年間

②初回更新事業所（平成27年度認定）

平成30年1月1日～平成32年12月31日・3年間

③2回目更新事業所（平成26年度認定）

平成30年1月1日～平成33年12月31日・4年間

④3回目更新事業所（平成25年度認定）

平成30年1月1日～平成33年12月31日・4年間

10. 認定証等の授与等

(1) 「安全性優良事業所」には、認定証を授与し、「安全性優良事業所」の認定マーク及び認定ステッカー並びに認定ワッペンについて、一般貨物自動車運送事業に係る車両貼付等への使用に関し、認定の有効期間に限り許可する。

(2) 安全性優良事業所に対して、「Gマーク」ステッカーの確実な車両貼付を期すとともに、「Gマーク」ステッカー貼付車両が他事業所の模範となるよう、更に安全運行の徹底を要請する。

11. 安全性優良事業所の公表

「安全性優良事業所」に認定した事業所は、全日本トラック協会ホームページで事業所名、住所、電話番号を公表する。

また、認定事業所からの希望により、主な輸送品目の掲載及びホームページへのリンクを行う。

12. 申請料

(1) Web申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料

(2) 複写式申請書による申請：申請書実費1,000円（税込）

13. 平成28年熊本地震の被災事業所に係る特例措置の対応

平成28年度の特例措置により有効期間を1年間延長した事業所については、更新申請を平成29年度に行うこととし、認定された場合は有効期間を通常より1年間短縮する。

① 2回目更新事業所（平成25年度認定）

平成30年1月1日～平成32年12月31日・3年間

② 4回目更新事業所（平成24年度認定）

平成30年1月1日～平成32年12月31日・3年間